



健康

風しん予防接種費用の一部助成

妊婦さんを風しんの感染から守り、生まれてくる赤ちゃんを先天性風しん症候群にしないために、風しん予防接種費用の一部を助成しています。

- 対 妊婦希望の19歳～49歳の女性
- ・妊婦の夫で19歳以上の男性(事実婚含む)
- ・妊婦の同居者

助成額 3,000円(生活保護受給者は全額助成)

申請期間 予防接種を受けた日から1年間

申・問 健康推進課
☎24-3921 ㉚22-7435



市HP

成人男性の風しん抗体検査・予防接種のご案内

風しんの予防接種を受ける機会のなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性は、市が発行するクーポン券を使って「風しん抗体検査」と「予防接種」を無料で受けることができます。クーポン券を利用して、まずは風しん抗体検査を受けましょう。

場 抗体検査：全国の取扱い医療機関、事業所の健診等

予防接種：全国の取扱い医療機関

対 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性で、市が発行するクーポン券をお持ちの人

※有効期限は、令和6年3月31日(日)です。

持 市が発行するクーポン券、免許証等の本人確認ができるもの

問 健康推進課
☎24-3921 ㉚22-7435



市HP

往診医の紹介・退院支援の相談窓口

「できることなら、住み慣れた自宅でいつまでも暮らしていきたい」という思いは、多くの人の願いではないでしょうか。看護師資格のある職員が医療に関する相談を受け、関係機関と連携し、往診医の紹介や退院後の在宅生活を送るための支援を行っています。

日 平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

場 比企医師会在宅医療連携拠点(保健センター2階)

対 比企地区内在住・在勤の人(医療・介護関係者含む)

申・問 電話で比企医師会在宅医療連携拠点へ。
☎81-5563



市HP

高齢者・福祉

発達障害者就労支援センター(ジョブセンター)

県では、発達障害に特化し、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着までを支援する「発達障害者就労支援センター(ジョブセンター)」を運営しています。このセンターでは、発達障害のために就労が困難な人の就労を支援し、それぞれの得意な分野でこれまでに約800人が就職しています。

対 医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性を持ち、その自覚がある人で企業等への一般就労(障害者雇用枠での就労を含む)を希望している人。ただし、障害福祉サービスの就労移行支援を利用して訓練を受ける際には、医師の診断及び市による障害福祉サービスの支給決定が必要です。

場・問 ジョブセンター川越

☎049-299-4927

㉚049-299-4937

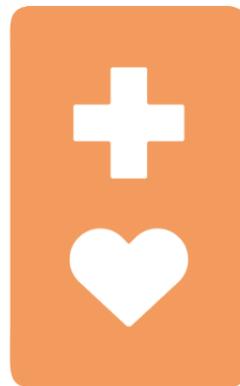
ジョブセンター熊谷

☎048-501-8917

㉚048-501-8928

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

□ヘルプマークとは
外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。



ヘルプマーク

□ヘルプカードとは
緊急連絡先や必要とする支援の内容などを記載できる携帯用カードです。支援を必要とする人が、災害時や日常生活の中で困ったときに提示することで、状況にあった支援を受けやすくなります。



ヘルプカード

■共通事項

- 対 次のいずれかに該当する人
- ・義足や人工関節を使用している人
- ・内部障害や難病の人
- ・妊娠初期の人
- ・その他、援助や配慮を必要としている人

配布場所 障害者福祉課、保健センター

問 障害者福祉課
☎21-1452 ㉚24-6066



市HP

成年後見センターにご相談ください

日 平日午前8時30分～午後5時30分(年末年始を除く)

場 市民福祉センター

対 認知症の人、知的障害・精神障害のある人又は家族・関係者

内 認知症等で判断能力が十分でない人の財産や権利を守る成年後見制度の手続き支援等を行います。

費 無料(専門職への相談は有料)

問 市成年後見センター

☎59-5670 ㉚59-5066



市HP



みんなきらめけ!!ハッピー体操

介護予防を目的とした体操です。

ところ	3月
市民体育館	4・18日(月)
唐子地区体育館	6日(水)
北地区体育館	14・28日(木)
南地区体育館	8・22日(金)
大岡市民活動センター	7・21日(木)
野本市市民活動センター	4・11・25日(月)
高坂丘陵市民活動センター	5・19日(火)
大岡コミュニティセンター	5・19日(火)
きらめき市民大学	11・25日(月)
きらめき市民大学(男性向け)	18日(月)
市民福祉センター	7・21日(木)
すわやま荘	19日(火)

時間 午前10時～11時30分(大岡・高坂丘陵市民活動センター、きらめき市民大学(男性向け)は午後2時～3時30分)

対 市内在住の60歳以上の人

持 フェイスタオル(体操用)、バスタオル(敷物用)、体育館履き、飲物
※事前申込は不要。お住まいの近くの会場での参加をお願いします。

問 総合福祉エリア

☎22-5561 ㉚25-3305

高齢介護課

☎21-1406 ㉚22-7731



市HP

いきいきパス・ポイント対象事業

対象事業に参加して会場の受付又は担当課窓口で「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとポイントが付与され、貯めたポイントを地域通貨ばたん圓と交換できます。

対 市内在住の65歳以上の人

ポイント付与期間

2月29日(木)まで
※3月のポイント付与はありません。※付与されたポイントは、年度が変わると失効し、持ち越しできません。

ばたん圓交換申込期間

3月15日(金)まで
※申込みは年度内1回に限ります。※申込み忘れのないようご注意ください。

今月号掲載の対象事業	ページ
社会教育講座「初心者向けスマホ活用講座」	17
東松山市×カーブスジャパン共催からだの衰え度チェック	19

問 高齢介護課

☎21-1406 ㉚22-7731



市HP

合理的配慮の提供が義務化されます

日本では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指しています。障害者差別解消法では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて共生社会を実現しようとしています。

令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、事業者(個人事業主やボランティア活動をするグループなども含む)による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。※「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。

事例

身体を思うように動かせない人への配慮
スロープ等で段差をなくし、動きやすくします。



全く見えない人や見えにくい人への配慮
移動の介助をしたり、情報を音声で伝えたりします。



問 障害者福祉課 ☎21-1452 ㉚24-6066



内閣府HP